

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年（2022年）6月24日付け令4農水政策第203号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

実施機関は、株式会社〇〇△△支店（以下「開示請求者」という。）から、令和4年5月25日、「〇〇漁業協同組合（〇〇組合）の令和3年度の損益計算書及び貸借対照表」に係る公文書の開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を受けた。

2 公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、未提出の組合を除く〇〇漁業協同組合の「令和3年度の損益計算書及び貸借対照表」を特定した。

3 公文書の開示請求に係る意見照会

実施機関は、上記2の〇〇漁業協同組合に対し、本件開示請求に係る公文書について、令和4年5月30日付けで山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下、「条例」という。）第9条第1項の規定により意見書を提出する機会を付与した。

4 意見書の提出

上記2及び3の〇〇漁業協同組合のうち、〇〇漁業協同組合は、令和4年6月1日から同月10日にかけて実施機関に対し、開示について「支障なし」とする意見書を提出したが、〇〇漁業協同組合（以下、「審査請求人」という。）は、令和4年6月6日付けで実施機関に対し、「〇〇漁協の令和3年度の損益計算書及び貸借対照表」（以下、「本件公文書」という。）の全部について、開示に支障があるとの意見書を提出した。

5 実施機関の処分

実施機関は、令和4年6月24日付けで、本件開示請求のうち、「令和3年度の損益計算書及び貸借対照表」を未提出の内水面漁業協同組合に係る開示請求に対しては却下処分を行い、その旨を開示請求者に通知するとともに、他の〇〇漁業協同組合に係る「令和3年度の損益計算書及び貸借対照表」に係る開示請求については、本件処分とあわせてそれぞれ部分開示決定を行うとともに、その旨を開示請求者及び審査請求人を含む〇〇漁業協同組合に通知した。

6 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年7月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下、「行審法」という。）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

7 執行停止申立

審査請求人は、実施機関に対し、令和4年7月8日付けで行審法第25条第2項の規定に基づき本件処分の執行停止を申し立てた。

8 執行停止

実施機関は、令和4年（2022年）7月11日付け令4農水政策第249号で、審査請求手続きが集結するまでの間、本件処分の執行を停止することを決定するとともに、その旨を審査請求人及び開示請求者に通知した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 公文書の開示に係る意見

（省略）

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

（省略）

2 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より抜粋）

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、水協法第58条の2第1項の規定により、審査請求人から実施機関に提出された業務報告書の一部であり、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

3 条例第11条第3号該当性について

審査会は、インカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、本件公文書のうち、実施機関が開示決定した部分に以下の数値が記載されていることを確認した上で、当該開示決定した部分について、条例第11条第3号該当性を検討した。

損益計算書	<ul style="list-style-type: none">・ 事業総利益、事業管理費、事業損失の金額・ 事業外収益、事業外費用、経常損失の金額・ 特別損失、税引前当期損失の金額
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none">・ 流動資産、固定資産、資産の部合計の金額・ 流動負債、固定負債、負債の部合計の金額・ 純資産の部合計、負債及び純資産の部合計の金額

審査請求人は、本来、法人等の事業者の活動は、社会的に尊重されるべきであり、法人等の事業者の経営上の情報は、自由で公正な競争秩序の維持や経済の健全な発展のために保護されるべきであるため、開示請求対象公文書については、公にすること

により審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開情報として扱われるのが妥当である、審査請求人等漁業協同組合は経済活動において全く民間団体と同等である等と主張するが、漁業協同組合は、漁業法に基づき特定の公共水面において特定の漁業を排他的に営む権利である漁業権が知事から免許されており、他の組合との関係において、民間企業間と同様の競争関係が存するとまでは認めがたいこと、また、漁業振興を目的とした補助金等が投入されることもあること、水協法に基づく組合の設立を知事が認可し、指導監督する権限があること等から、通常の経済活動を行う民間企業と全く同等であるとは言い難い、との実施機関の説明は首肯できる。

また、実施機関が開示すべきと判断した情報について、たとえば、事業損失の金額を開示することは、これにより事業損失を計上した事実を開示することとなるため、審査請求人の社会的な評価に影響を与えるおそれがあることは否定できないが、これらの情報により審査請求人の詳細な事業実態を把握することは困難であることから、これらの情報の開示によって、審査請求人が主張するように、競争上の地位その他の正当な利益を害するとは考えられず、これらの情報が条例第11条第3号に該当するとは認められない。

4 その他

審査請求人は、実施機関の対応等について種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別表のとおり

別表

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年8月26日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年7月20日	事案の審議を行った。
令和5年8月31日	事案の審議を行った。
令和5年10月31日	事案の審議を行った。
令和6年1月11日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	第一部会部会長
服部 麻理子	山口大学准教授	
水谷 芳昭	公認会計士	部会長職務代理者

(令和5年8月31日まで)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	第一部会部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	山口大学准教授	部会長職務代理者

(令和6年1月11日現在)